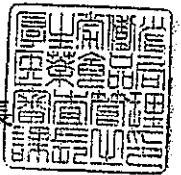




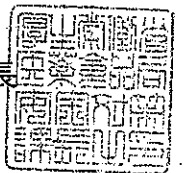
薬食審査発1221第1号  
 薬食安発1221第1号  
 平成24年12月21日

各  
 都道府県衛生主管部(局)長  
 保健所設置市長  
 特別区長  
 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



新たに承認された第一類医薬品について

別添の医薬品については、薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき本日承認されたものであるが、これら医薬品は、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第159条の2の表第2号上欄に掲げる医薬品に該当することから、法第36条の3第1項に規定する第一類医薬品となるので、貴管下関係企業等に対し、周知方よろしく御配慮願います。

なお、別添医薬品については、後日、一般用医薬品販売制度ホームページにより掲載することとしております。

([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryaku\\_hin/ippanyou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryaku_hin/ippanyou/index.html))



(別 添)

有効成分	販売名 (製造販売業者名)	承認年月日	第一類医薬品の期間
セチリジン塩酸塩	ストナリニ Z  コンタック鼻炎 Z コンタック鼻炎 24 (グラクソ・スミスクライン株式会社)	平成 24 年 12 月 21 日	安全性等に関する製造販売後 調査期間 (3 年) に 1 年を加 えた期間